

堺市地域間幹線系統確保維持会議規約 新旧対照表

現行	改正後（案）
（省略） （会長） 第 6 条 幹線会議に会長を置く。 2 会長は堺市建築都市局交通部公共交通担当課長をもって充てる。 （省略） （その他） 第 1 6 条 （略） 附 則 （施行期日） この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 別表（第 5 条関係） <u>堺市から選出された者</u> 大阪狭山市から選出された者 南海バス株式会社から選出された者 近鉄バス株式会社から選出された者 国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局から選出された者	（省略） （会長） 第 6 条 幹線会議に会長を置く。 2 会長は堺市建築都市局交通部<u>交通政策課</u>公共交通担当課長をもって充てる。 （省略） （その他） 第 1 6 条 （略） 附 則 （施行期日） この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規約は、令和 年 月 日から施行する。</u> 別表（第 5 条関係） <u>堺市建築都市局交通部交通政策課公共交通担当課長</u> 大阪狭山市から選出された者 南海バス株式会社から選出された者 近鉄バス株式会社から選出された者 <u>大阪府から選出された者</u> 国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局から選出された者